勝山市広報
発行所 勝山市役所
発行人 総務課長 朝日喜一
編集印刷 勝山集合所 KK

われらの市役所完成

ゆかりの勝山城趾で5800余万円を投じ

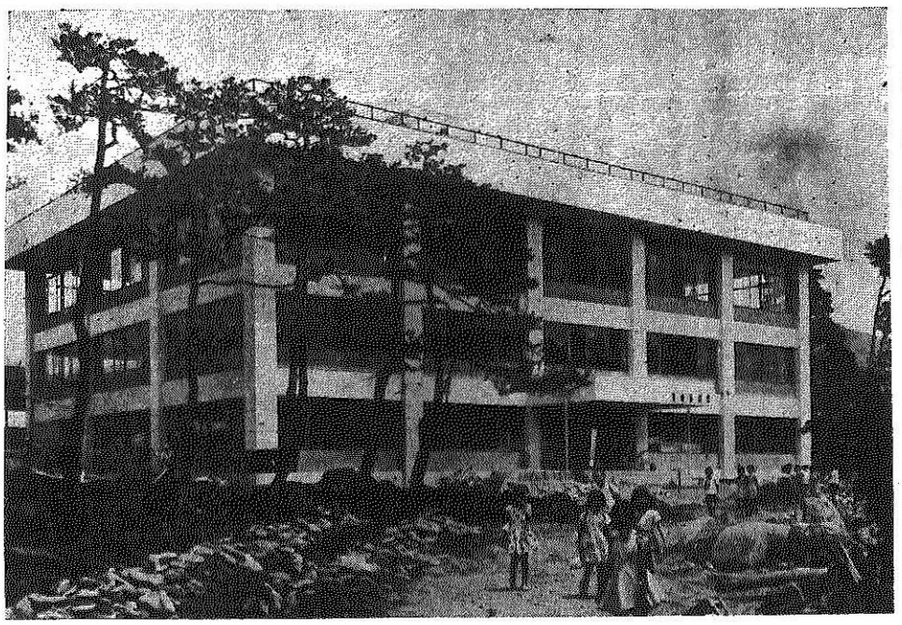

勝山盆地にそびえ立つ白亜の市庁舎

職員の一端を果し感慨無量

市長 山内継喜

四万市民待望の新市庁舎がみなさんもご存じのように今度完成しましたことは誠にご同慶に堪えません。旧市庁舎はかなり老朽化し又狭隘のため日常執務上の並びに市民の皆さんは勿論困難は云うに及ばず、市議会等の開催場所すらなく従関係各位から寄せられました御支援に対し衷心より厚くお礼を申し上げる次第であり、加うるに新市五ヶ年計画にも織込まれて居る問題でもありますので、私は就任当時から適当な時機を見て之が建設に着手したいと念願しておりました。ご承知の通り市は合併当時六千三百万円の赤字財政であり、然も戦後六三制教育の実施に伴う施設の充実、其の他都市計画、道路網の拡充、新農村建設、商工業の振興対策或は厚生事業、消防施設の充実等当面に処理すべき重要が多い為に庁舎の建設事業は今日迄延引のやむなきに至った次第であります。

幸に財政再建法が制定されまして本市の財政再建案も承認せられ近く赤字も解消する運びとなりましたので市議会の方々ともご相談を致し又市民各位の力強い御支援もありその上国から多額の起債も認められることになりましたので昨年七・八の二ヶ月に亘り苦心に苦心を重ねまして設計を了し今年九月着工致しました。

順調にすすめば今年中に市制施行後五ヶ年を経た今日、北にあり、然も戦後六三制教育の実施に伴う施設の充実、其の他都市計画、道路網の拡充、新農村建設、商工業の振興対策或は厚生事業、消防施設の充実等当面に処理すべき重要が多い為に庁舎の建設事業は今日迄延引のやむなきに至った次第であります。

幸に財政再建法が制定されまして本市の財政再建案も承認せられ近く赤字も解消する運びとなりましたので市議会の方々ともご相談を致し又市民各位の力強いご

恐ろしい傳染病を防ぎ
夏の健康を守りましょう

朝には露をふみ乍清澄な大気を吸い、夕には浴衣がけで涼みかてら語りあう、暑いながらも楽しい夏が訪れて参りました。

だが一方伝染病や食中毒の発生期であることも忘れてはなりません。

当市に於ても本年に入り赤痢患者が各町に発生いたして居りますが、これから来る盛夏と初秋にかけて増加の憂もありますので皆様は特に次の事柄を必ず守つて伝染病の予防に努めてください。

◎手はいつもきれいに

手にはいろ〳〵のバイ菌がついていますから、食事の前には必ず手を洗いましょう。

◎生水の飲用は禁物

生水は汚水などが流入又は滲透していることがあります、必ず一度熱を加えてから飲む様に致しましよう。

又近頃稲作の害虫駆除に農薬が多く使用されていますので川水飲用についても十分注意して下さい。

◎蚊や蠅を撲滅いたしましよう

蚊や蠅は伝染病を媒介すると共に人畜に害を与えます

これを防除するには先づ発生源を無くすることであります。

下水溝、小川等の清掃通水防火用水の換水、水溜等の排水、便所の落し口や汲取口、塵芥箱は完全な蓋を行い、堆肥等は覆を施し、畜舎等の環境をよくすることが先決問題であります。

併し既に発生した蚊や蠅の駆除には薬剤利用が効果的でありますが此の場合成虫の時期に入らない前に幼虫（蛆・ボーフラ）の時期を狙つて駆除することが効果的、且つ経済的でありますこの蚊や蠅をなくするため市内各地区に於ても「明るい町づくり」の名の下にこの運動が推進されつゝありますが、今後この運動を強力に推進して戴いて少しでも蚊や蠅のいない町にしていたゞきたいものです。

市の衛生課に於ては薬剤等の斡旋も行なつて出来得る限り協力することになつています。

薬剤の内容、注文等については市衛生課又は各出張所へ御連絡下さい、又防除事業実施にあたつては隣保班町内会、或は区、町単位に共同して実施されることがより効果的であります、どうか全町を明るい、住みよい「蚊と蠅のいない町」にして下さい。

◎下痢をしたら医師の診断を

下痢をしたからと一時おさえの下痢止めの服用や素人療法をいたしますと赤痢の場合下痢は止つても赤痢菌は死滅せず体の中で繁殖し絶えず便と一しよに排出しています。

これを「健康保菌者」といゝ赤痢菌をばらまくことになり最も危険です。

下痢をしたら早期に医師の診断を受けて下さい。

◎消化器系伝染病は口から

消化器系伝染病は口から入ります、特に夏の食べ物には十分注意し、いたみかけた物等をたべないよう心掛けましよう。

◎その他

蚊による日本脳炎、流行性脳背髄膜炎、ねずみに依る家だに、のみ、しらみ等の発生も見逃すことが出来ません。

尚食中毒についても十分留意下さると共に一家健康のため環境衛生に或は鼠族、昆虫駆除に一層御協力下さるよう市衛生課では望んでいます。

尚予防注射はバイ菌に対する抵抗力を各自の体内に作るため行うものですから各種の予防接種は必ず受けましよう。

時報のお知らせは
ミュージックサイレンに

ながらくお馴染みの時報サイレンが新市庁舎の建設に伴い、ミュージック・サイレンに変りました。

七月十一日から新市庁舎の屋上から情緒豊かな音律で時報をお知らせ致します。

尚今迄のサイレンは非常の際のみに使用されますから御承知おき下さい。

八月に農業委員選挙
立候補についてのお知らせ

農業生産力の増強発展及び農業経営の合理化を図り農民の地位向上に寄与する目的を以て農業委員会に関する法律が制定されております。

この法律に基き農家のみなさんの代表機関である農業委員会の委員の選挙が来る八月に行われることになりました。

今回行われる選挙は昭和三十年八月に選挙された委員の任期満了による選挙でありまた昨年農業委員会等に関する法律が改正され従来三地区に分れていた農業委員会が一つに統合されてからはじめての選挙であります。

委員の定数

勝山	旧勝山	二人
平泉寺	全区域	二人
遅羽	〃	一人
村岡	〃	二人
北谷	〃	一人
野向	〃	二人
荒土	〃	二人
北郷	〃	二人
鹿谷	〃	二人

立候補について

候補者となるためには先づ被選挙権を有することが必要であります。被選挙権とは当該農業委員会の区域内に住所を有し年令満二十年以上で一反歩以上の農地につき耕作の業務を営む者で年間六十日以上耕作に従事している者およびその同居の親族又は同居の親族の配偶者であります。

立候補届出

立候補する方は選挙の期日の告示の日から投票の期日前五日までに選挙長に対して届出なければなりません届出に要する書類は次のとおりです。

1 農業委員会委員選挙候補者届出書、又は推せん届出書

2 候補者推せん届出承諾書選挙人名簿登録証明書（推せん者のみ届出）

3 所属党派（政治団体）証明書（該当者のみ）

4 公務員退職申出証明書（該当者のみ）

5 農業委員会法第八条第一項二号の規定による被選挙権を有する旨の証明書（該当者のみ）

選挙運動

1 選挙事務所の設置

候補者又はその推せん届出者（推せん届出者が二人以上あるときはその代表者）は立候補届出のあつた日から選挙期日の前日まで候補者一人につき一箇所だけ選挙事務所を設置することができます選挙当日でも投票所から三百米以上離れた場所であればそのまゝ選挙事務所を開設しておいても差し支えありませんが設置又は異動の場合は選挙管理委員会に届出ることになつています。

2 選挙運動についても他の選挙の場合と同様、買収利害誘導、選挙妨害等は勿論処罰されます。

イ 運動期間は立候補届出のあつた日から選挙期日の前日まででありますから事前運動、選挙当日の選挙運動は禁止されます。

ロ 選挙運動のために戸別訪問をすることは禁止されており又如何なる方法をも問わず選挙運動のため戸別に演説会の開催、若くは演説を行うことについて告知する行為又は特定の候補者の氏名等を言い歩く行為は戸別訪問として禁止されています。

ハ 選挙公営は殆ど行われません。ただ有料で学校公民館、及び選挙管理委員会の指定する施設において個人演説会を開催することができます。この個人演説会を開催しようとする候補者は開催前二日までに使用する建物、日時、候補者の氏名等を記載した所定の様式による文書で選挙管理委員会に申し出なければならないことになつています。

ニ 夜間の街頭演説は午後九時から翌日の午前六時までは禁止されています、又連呼行為は演説会場及び街頭演説の場合においてする場合を除き一切禁止されています。

ホ 選挙期日後の挨拶行為の制限その他選挙運動費用額の制限、収入、支出及び寄附の制限等はありません。

その他

1 当選人となるために必要な法定得票数は有効投票数を当該選挙区の選挙による委員の定数で除して得た数の四分の一以上の得票です。

2 立候補の届出その他選挙に関する届出、請求、申出等は午前八時三十分から午後五時までにしないと受付けられませんから特に御注意下さい。

その他御不審の点は市選挙管理委員会にお尋ね下さい

不審の検察事件は
検察審査会に訴えを

◇ 検察審査会とは

新しい憲法のもとに、日本の政治を明るくするため、いろいろの民主的な、新しい制度が生まれました。

「検察官のお目付役」といわれている検察審査会も、この新しい制度の一つとして「司法の民主化」という大きな使命をもつて昭和二十三年七月に生まれたものです。国家の主権はわたくしたち国民が持つており、公務員はみな国民からまかされて国のしごとをしているのです、ですから公務員のしごとのやり方は常に国民の監視をうけなければなりません、そして検察官の仕事のやり方を国民が監視する制度が検察審査会です

◇ 検察審査会のしごと

検察審査会は一口にいえば検察官のお目付役です。窃盗とか詐欺とか、暴行、脅迫のほか、いろいろな犯罪によつて害を受けた人で警察、検察庁に犯罪事件を告発し、告訴したのに検察官がその事件を起訴しない、どうも納得がゆかないとお考えの方がないでしようか？ もしありましたらすぐ検察審査会に申し出て下さい。検察審査会は、このような申立にもとずいて、又は申立がなくても、自分から進んでその事件の真相を十分調査し、検察官が起訴しなかつたことが果して正しいかどうかを判断し、場合によつてはその事件を裁判にかけるよう、その検察官の監督者である検事正に対して意見を述べます。

又検察審査会は、このほかに検察庁のしごとのやり方全体にわたつて改善すべき点があれば、検事正に勧告することができます。

◇ 検察審査会はどこにあつて検察審査員は誰れがなるのか

検察審査会は各地方裁判所と主な地方裁判所支部の所在地に設けられ現在全国を通じ二〇四ありまして、福井県では福井、武生、敦賀の各裁判所内にあります。

各検察審査会には事務局がおかれ、事件の申し立の受付等の仕事をなし、相談にも応じております。

検察審査会は十一人の検察審査員からなり立つておりますが、検察審査員は、衆議院議員の選挙権を有する人々のうちから「くじ」で選ばれます。それですから男女、老若の別はありません。そしてその任期は六ケ月です。

◇ 検察審査会はどんな活動をしているか

検察審査会ができてから昭和三十二年十二月末までの九年間に全国検察審査会で受付けた事件の総数は約一四、〇〇〇件であります。

そしてそのうちには、検察審査会が調査した結果、検察官の不起訴の判断をくつがえして起訴すべきだと決めたものが一、三六五件あつて、既に検事正が起訴の手続をとつたものは二二七件に達しており、内懲役八年に処せられたものが二人あります。その外検察庁のしごとのやりかたを改めるよう検事正に勧告した事例が四一〇件もあります。

このように検察審査会は活動しております。もし皆様のうちで犯罪によつて被害を受けたり、検察官の不起訴処分に不満のある方がありましたら、泣き寝入りせず遠慮なく事務局に御相談に来て下さい。費用は一文もかゝりません。

（福井検察審査会事務局）

メートル法の実施について
34年1月1日から

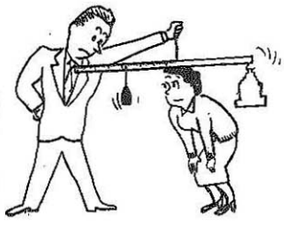

いまゝで計量単位はメートル法、尺貫法、ヤード・ポンド法の三つの各単位が使われていたことは御承知のとおりですが、このうちの尺貫法とヤード・ポンド法は特殊の場合の外は使われないことになります。

いうまでもなく永年使いなれた尺貫法などが使われなくなることは一部の方々にとつては当分不便であり、お困りになることもあるでしようからよく次の表をごらんの上メートル法を励行するように心がけましよう

メートル法換算表

長さ	1尺	30.3cm
	1間	1.82m
	1里	3.93km
重さ	100匁	3.75g
	1斤	600g
量	1升	1.8l

昭和三十二年度 産米優良生産者表彰

農林大臣賞は 加藤久兵衛さん

知事賞は 天野吉兵衛さん

このほど昭和三十二年度産米優良生産者として、高島区の加藤久兵衛さん（三六）は農林大臣から、また猪野区の天野吉兵衛さん（四九）は福井県知事からそれぞれ栄ある表彰を受けました。

お二人とも、農家組合の役員として組合員の指導にあたる一方、産米の改良はもちろんのこと乾燥、調整、包装等に卒先、範を示されさらに売渡予約の励行、完納に努められるなど格段の功績を認められたものです。

加藤さんは一町七反の水田を耕作、昭和二十九年には二十四石、三十年には三十石、三十一年には三二石四斗、昨年は三十六石とうなぎ上りで、売渡量を増加供出率はいづれも百パーセント以上という好成績をあげています。のみならず質においても抜群で昨年の如きは三十六石中二割二分が一等米、後は二等で三等はなしという優秀な成績でした。

加藤さんのはなしによりますと乾燥はハサ干し又は天日干しでも普通の人の倍ぐらいやり脱穀のときは規定の回転数で行い調整にはできるだけ注意を払い最後の包装は必ず規格どおりする――ということです。

また天野さんは一町五反の水田を耕作、昨年加藤さんと同じく二十四石の供出のうち一等米が四石四斗、ほかは二等米というこれ又たいしたベテランぶり。

さつそく天野さんに〃米づくり〃のコツをたずねますと、サア別にコレという秘訣はないですね、水稲も子供を育てるのと同様で、チョットでも油断したらとんでもないものになつてしまいます。とにかく〃りつぱなものをつくろう〃という心がけが先決問題です。

と真黒に日焼けした顔をなでながら語つておられました。みなさんも今からでもウンとがんばつて第二あるいは第三の加藤さんや天野さんになつてください。欲ばりかも知れませんが市内の農家みんながこんなお百姓さんになつていたゞきたいと念願してやみません。

なぜきまりが守れないか

これは、ある学校の七月の道徳の勉強です。ここでいうきまりとは自分や仲間できめた自分らのもので他からおしつけられたものではありません

これにたいした題目でどの学校でも、今、勉強しています。それで、夏休みにはいると子供はみんな、それぞれ、自分の計画やきまりを持つことになります。そして、それを、いつも反省するように、しつけられています。各学校からでる夏休みの計画（注意）はみんな自分らできめたものですしかし、そこは、何といつても、子供です。忘れることもある故、学校でのこの約束を生かし、学校＋家庭＋社会の原則のもと、よい夏休みがすごせるよう協力ねがいます（市教委沢田）

敦賀の海へ
詳しくは交通公社・日本旅行会でご相談下さい。